

閱 覧 用

松本広域連合 広 域 計 画

期間：平成 31 年度 (2019 年度) ～平成 35 年度 (2023 年度)

原 案



松本広域連合

目 次

| | |
|---|----|
| 広域計画の改定にあたり | 1 |
| 1 松本地域の広域行政の推進に関する事 | 4 |
| 2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事 | 5 |
| 3 広域的な観光振興に関する事 | 6 |
| 4 旧伝染病舎跡地の管理に関する事 | 7 |
| 5 消防に関する事（消防団に関する事並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事を除く。） | 9 |
| 6 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事 | 11 |
| 7 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事 | 13 |
| 8 広域的なごみ処理の対応に関する事 | 15 |
| 9 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事 | 16 |
| 10 調査研究に関する事 | 17 |
| 11 広域計画の期間及び改定に関する事 | 17 |



広域計画の改定にあたり

1 はじめに

松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡の19市町村（以下「関係市町村」という。）は、「松本地域広域行政事務組合をゆるやかに広域連合に移行する」という基本方針のもと、十分な論議を重ねて共通の認識に立ち、松本地域の一体的な発展を目指して松本地域広域行政事務組合を解散し、平成11年2月1日に松本広域連合（以下「広域連合」という。）を設置しました。

松本地域は、長野県の中央に位置し、“日本の屋根”といわれる北アルプスが眺望できる美しく豊かな自然と、国宝松本城をはじめとする豊富な歴史文化資産に恵まれ、長野県における経済、文化の中心的役割を担っています。

また、広域連合が、広域消防や介護保険法及び障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づくそれぞれの認定審査会の運営など、松本地域の人々の生活に極めて密接な事業を行っていることなどから、地域住民の連帯意識も強固なものとなってきています。

2 沿 革

(1) 広域行政機構

昭和46年に関係市町村は、国の広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき、松本地域広域市町村圏として県知事の指定を受けて松塩筑南安広域市町村圏協議会を設置し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、松本地域の一体的な発展を図るために松本地域広域市町村圏計画を策定しました。

昭和52年に松塩筑南安広域市町村圏協議会を引き継いで設立された松塩筑南安広域行政事務組合は、昭和63年に松本地域広域行政事務組合と名称を改め、平成11年2月に広域連合へと移行しました。

(2) 松本地域ふるさと市町村圏

国は、平成元年度からふるさと創生及び多極的分散型国土の形成を促進するため、地域の自立的な発展が見込まれる広域市町村圏のなかからふるさと市町村圏の選定をしてみました。

松本地域は、平成元年6月に全国で最初の23モデル圏域のひとつとして選定され、地域の総合的かつ重点的な振興整備を図るため、松本地域ふるさと市町村圏計画（以下「ふるさと市町村圏計画」という。）を策定するとともに、平成元年度及び2年度の2年間でふるさと市町村圏基金を造成し、基金の運用益を活用して広域にわたる多様な地域づくりを進めてきました。

ふるさと市町村圏計画は、松本地域を総合的に振興するための指針としての役割を持ち、その策定にあたっては、国や県の計画、関係市町村の計画や広域計画などとの整合を図り、関係市町村と広域連合が果たすべき役割等を定めてきました。

国は、平成21年3月31日をもって、地域の振興整備を図り、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を、当初の役割を終えたものとして廃止し、今後の広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によることとしました。

これを受けて、広域連合は、平成21年度に松本地域広域行政圏施策の今後のあり方について協議し、次のとおり基本方針を決定しました。

ア 松本広域行政圏及び広域連合のあり方

当分の間、従来どおりの枠組み等を維持する。

イ ふるさと市町村圏計画

ふるさと市町村圏計画は、第4次計画をもって終了し、第5次計画を策定しない。

ウ 松本地域ふるさと市町村圏基金及び同基金に基づく事業

当分の間、基金を存続し、ソフト事業を従来どおり実施していく。

(3) 広域連合と関係市村

関係市町村数は、市町村合併により広域連合発足時の19市町村から松本市、塩尻市、安曇野市並びに東筑摩郡の麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村の5村（以下「関係市村」という。）の8市村となりました。

広域連合は、地方分権の進展に伴い、地方が担う役割が今まで以上に大きくなるなかで、関係市村におけるそれぞれの伝統や特性を尊重し、市村の枠を越えて多様化、広域化及び高度化する地域住民のニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、国が進めている行財政改革や松本地域内で進められてきた市町村合併などを踏まえ、足腰の強い広域行政システムの構築に努めています。

3 広域計画

広域計画は、地方自治法の規定に基づき、関係市村や住民に対して広域連合が掲げる事務処理の方針や目標を示すための計画です。

策定等の経過

| 策定年月 | 計画期間 | 策定経過 |
|--------------|------------------------|------------------------------|
| 平成 11 年 11 月 | 平成 11 年度 ～ 平成 15 年度 | 発足に伴う策定 |
| 平成 16 年 2 月 | 平成 16 年度 ～ 平成 20 年度 | 計画期間終了に伴う全部改定 |
| 平成 18 年 7 月 | ～ 平成 20 年度 | 規約変更等に伴う一部改定 |
| 平成 21 年 2 月 | 平成 21 年度 ～ 平成 25 年度 | 計画期間終了に伴う全部改定 |
| 平成 22 年 7 月 | ～ 平成 25 年度 | 広域行政圏施策の廃止及び 規約変更等に伴う一部改定 |
| 平成 24 年 7 月 | ～ 平成 25 年度 | 規約変更等に伴う一部改定 |
| 平成 26 年 2 月 | 平成 26 年度 ～ 平成 30 年度 | 計画期間終了に伴う全部改定 |
| 平成 29 年 11 月 | ～ 平成 30 年度 | 規約変更等に伴う一部改定 |

広域連合は、国の広域行政圏施策の廃止に伴い、ふるさと市町村圏計画を第4次計画で終了しましたが、その理念等を広域計画に位置づけることとしました。

次の表に掲げる基本理念を指針として、この広域計画に基づき松本地域の将来像の実現に向け、関係市村と連携しながら事務事業を推進していきます。

| | |
|----------|--|
| 基本理念 | アルプスに象徴される美しく豊かな自然を守り育てながら、 やさしさと豊かさにあふれ、 ゆとりと希望に満ちて発展するふるさとづくり |
| 松本地域の将来像 | アルプスの風さわやかに やさしく豊かに伸びゆくふるさと |
| 施策の柱 | 1 快適で安全な環境と明るく住みよい地域づくり 2 健やかでやすらぎのある地域づくり 3 人と文化を育む地域づくり 4 活力ある産業と魅力ある地域づくり 5 住民参加による地方分権時代の地域づくり |



1 松本地域の広域行政の推進に関すること

(1) 経緯

関係市町村は、昭和46年に松本地域広域市町村圏の指定を受けて松本地域広域市町村圏計画を策定し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、松本地域の一体的な発展を図ってきました。

平成元年には、国のふるさと市町村圏の選定を受けてふるさと市町村圏計画を策定し、この計画に基づいて、平成5年4月の広域常備消防体制の整備や平成11年2月の広域連合への移行などの事業の展開を図ってきました。

また、県、関係市町村及び一部事務組合は、この計画に定められた内容に沿って交通体系の整備や個性ある地域づくりを進め、広域連合は、広域消防体制の充実や松本地域の一体感を醸成するソフト事業に取り組むとともに、県や他の広域連合などと関係市町村との広域的な課題についての連絡調整を行ってきました。

(2) 現状と課題

松本地域では、超少子高齢型人口減少社会への対応や行財政改革の推進などのために「平成の大合併」が進み、広域連合の関係市町村数も、発足時の19市町村から、平成21年度末には8市村となりました。

また、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及などにより、地域住民の生活圏が関係市村の枠を越えて拡大したことにより、広域的な地域づくりや施策に対する行政需要が高まっています。

国は、従来の広域行政圏施策を平成20年度末に廃止し、「定住自立圏構想」の推進を掲げ、さらに平成26年に「連携中枢都市圏構想」を打ち出し、新たな広域連携の仕組みを推進しています。

(3) 今後の方針と施策

関係市村の連携及び国や県などと関係市村の連携のさらなる強化を図るとともに、住民本位の効率的で質の高い行政サービスを提供するため、規模や地理的条件などが異なる関係市村の事務事業の共同処理等を通じ、広域行政の推進に努めていきます。

2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関すること



(1) 経緯

関係市町村は、平成元年のふるさと市町村圏の選定に伴い、平成元年度と2年度の2年間で、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の松本地域ふるさと市町村圏基金を造成しました。広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、松本地域の活性化やイメージアップを図るための事業を展開し、地域振興に努めてきました。

その後、平成20年度の国の広域行政圏施策の廃止に伴い、平成21年度に松本地域ふるさと市町村圏基金の名称を松本地域ふるさと基金と改め、当分の間、この基金を存続し、ソフト事業を従来どおり実施していくこととしました。

(2) 現状と課題

基金を造成してからの数年間は、高金利に支えられて積極的な事業展開が可能でしたが、その後の度重なる金利の引き下げにより、基金の運用益が大幅に減少しています。

平成14年度のペイオフ解禁以降は、安全かつ有利な国債等の購入により基金の運用益の確保に努めてきましたが、この運用益を主な財源とするソフト事業の継続は、極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、広域連合が実施する広域的観光事業などの基金事業に対する地域住民や関係市村の期待が大きいことから、将来的な財源について検討するとともに、事業を厳選する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

ア 松本地域の振興整備のため、基金の運用益等の財源確保に一層努めるとともに、必要な事業を厳選し、関係市村の協力を得て、関係団体と連携・協力しながら、効率的かつ計画的に次の諸事業を推進していきます。

- (ア) 広域的観光事業
- (イ) 広域的健康づくり・スポーツ振興事業
- (ウ) 広域的地場産業振興事業
- (エ) 広域的文化事業
- (オ) その他松本地域の多様な地域づくりを進めるための事業

イ 松本地域ふるさと基金の将来的なあり方について関係市村と協議し、基金の活用について具体的な検討を始めます。



3 広域的な観光振興に関すること

(1) 経緯

日本の屋根といわれる標高 3,000m級の北アルプスの麓に広がるこの松本地域は、貴重な歴史遺産や、雄大な自然、水と緑に囲まれた日本の原風景とも言われる美しい景観、豊富な温泉など、国内外に誇れる観光資源を有しています。

これまで、広域連合では多彩な観光資源を活かし、関係市村、団体と協力しながら広域的観光事業に取り組んできました。

さらに、平成 30 年度から「広域的な観光振興」を広域連合の処理する事務として規約上明確に位置づけ、旅行者の回遊性向上や滞在時間延長を目指した事業を推進しています。

松本地域への更なる観光誘客のため、関係市村が相互に魅力を高め合う広域的な観光振興が改めて期待されています。

(2) 現状と課題

地方創生の潮流として全国的に広域観光の取り組みが活発化しており、観光地間の競争が激化しています。当地域も、広域的な観光振興の推進により、多彩な観光資源を活かし、目的地として選択される訴求力を高めていく必要があります。

松本地域には年間延べ1,100万人の旅行者が訪れ、広域連合の調査では、約半数が日帰り旅行、宿泊を伴う旅行でも約半数が地域外に宿泊しているという結果が出ています。

松本地域全体で観光振興の効果が享受できるよう、知名度のある観光スポットから、周辺の知名度は低いが潜在力のある観光スポットへの周遊を図り、滞在時間の延長や宿泊を促す必要があります。

(3) 今後の方針と施策

松本地域の観光資源や農産物などの地域資源を最大限に活かし、関係団体と連携し次の諸事業を推進します。また、実施にあたっては、広域的な取り組みによる相乗効果、経済効果が発揮されるよう事業を推進します。

ア 地域の一体的な観光プロモーションによる観光情報の発信

イ 多彩な地域資源を活かした松本地域への誘客促進

ウ 広域観光に関する調査研究及び研修の実施



4 旧伝染病舎跡地の管理に関すること

(1) 経緯

昭和47年に伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、松塩筑南安病院組合が設置され、伝染病予防法に基づく伝染病舎の維持管理や患者への対応に努めてきました。

この間、設置及び管理運営主体は、松塩筑南安広域行政事務組合から松本地域広域行政事務組合を経て、広域連合となりました。

平成11年4月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行され、伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務が市町村の事務から県の事務となったため、これを広域連合が処理する事務から除外し、伝染病舎の土地及び建物を普通財産として管理することとしました。

松本地域南部の基幹医療機関である国立松本病院からの要望や県からの依頼を受け、平成11年7月1日から平成13年3月31日まで土地及び建物の全部を感染症治療施設として無償貸与しました。

平成13年4月1日に伝染病院隔離病舎財産処分を行い、同日から平成18年3月31日まで旧伝染病舎の土地及び建物の全部を国立松本病院に無償貸与し、併せて施設管理を同病院に委託しました。

松本病院（平成16年4月に国立松本病院が独立行政法人化）から引き続き借用したい旨の要望を受け、平成18年4月1日から平成21年8月31日まで旧伝染病舎の土地及び建物の一部を賃貸借契約により貸付けました。

その後、まつもと医療センター（平成20年4月に松本病院と中信松本病院が組織統合）から病棟等の更新築整備に当たり、旧伝染病舎の土地の一部を駐車場として借用したい旨の申出があり、平成23年1月1日から同年12月31日まで賃貸借契約により貸付けました。

(2) 現状と課題

まつもと医療センターから松本病院と中信松本病院の一体化整備に当たり、旧伝染病舎用地を更地にて借用したい旨の申出があり、旧伝染病舎の建物を解体し、平成24年4月1日から土地の全部を賃貸借契約により同センターに貸付けています。

平成25年9月18日には、まつもと医療センターの新病棟建設に伴い、公正証書による事業用定期借地権設定契約（期間：平成25年10月1日から平成55年（2043年）9月30日までの30年間）を締結しました。

平成29年3月、新病棟が完成したことにより、旧伝染病舎跡地は西棟の用地として利用されています。

(3) 今後の方針と施策

事業用定期借地権設定契約に基づき、まつもと医療センターへの土地の貸付を継続していきます。

5 消防に関すること（消防団に関すること並びに 水利施設の設置、維持及び管理に関することを除く。）



(1) 経緯

平成5年以前の松本地域における消防体制は、東筑摩郡10町村と南安曇郡2村が非常備の状況にありました。

松本地域広域行政事務組合は、常備消防体制の未整備地域の解消を図るとともに、松本地域19市町村を一体とした広域常備消防体制の構築に取り組み、平成5年4月1日に松本広域消防局が発足しました。これは、関係市町村のそれぞれが、財政力に応じた経費負担をすることにより、地域住民が等しく高度な消防サービスを受けることができる広域消防体制を確立した先駆的な事例として、全国的にも注目され、以来、松本広域消防局では、地域住民の安全で、安心できる暮らしを確保するため、消防体制の充実強化に努めてきました。

平成11年2月に広域連合への移行を経て、平成17年4月からは、木曾郡檜川村が塩尻市と合併したことに伴い、同市檜川地区の消防業務を木曾広域連合に事務委託しました。

その後、平成20年1月に策定された「長野県消防広域化推進計画」に基づき、中南信地域での消防広域化の協議は時期尚早として一旦休止となりましたが、これを機に、松本広域消防局の現行の常備消防力を検証するとともに、将来に向けた基本的な考え方を整理することとしました。

平成21年度には、調査機関による「常備消防力最適配置」調査を行い、平成24年2月に、その結果を踏まえた「常備消防力整備に係る中長期構想」を策定し、主にハード面を中心とした消防力の強化に努めてきました。

(2) 現状と課題

近年、災害は全国的にも大規模化・複雑多様化しており、特に住民の安心安全を脅かす自然災害が後を絶ちません。平成23年3月に発生した東日本大震災は、約2万人もの死者・行方不明者を数え、戦後最大規模の大災害となりました。

この大震災により多くの消防庁舎、消防車両が被災し消防活動に多大な影響を受けたことを教訓に、消防庁は平成26年10月に「消防力の整備指針」を改正しました。

松本地域も、糸魚川－静岡構造線断層帯の中北部(明科－諏訪湖南方区間)に位置し、今後、マグニチュード7.6程度の地震発生が危惧されています。

そこで、改めて消防局が抱える課題の整理と構想全体について見直しを行い、平成30年2月、「消防力の整備指針」の改正内容を含めた新たな中長期構想「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」を策定しました。

松本地域を災害から守り、地域住民が、より安全で安心した暮らしを確保していくため、第2次常備消防力整備に係る中長期構想に掲げた重点目標の具現化に向け取り組んでいく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

松本地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「第2次常備消防力整備に係る中長期構想」を指針として、次に掲げる施策を中心に、積極的に取り組んでいきます。

- ア 常備消防体制の充実
- イ 火災予防対策の推進
- ウ 大規模災害等への対応
- エ 救急救命体制の充実
- オ 情報通信体制の整備

6 介護認定審査会の設置及び運営に関連して 広域連合及び関係市村が行う事務に関すること



(1) 経緯

平成12年4月からの介護保険法施行に伴い、関係市町村は、保険者として被保険者の資格管理、認定調査、保険給付、保険料の賦課及び徴収等の事務を担当し、広域連合は、介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担当することとし、平成11年8月に審査会を設置し、同法施行前の準備期間から審査判定を開始しました。

平成13年10月には、広域連合と関係市町村の間に、通信回線による認定調査及び審査判定事務のデータ相互伝送システム（ネットワークシステム）を構築し、紙ベースによる事務処理から電子データの送受信による事務処理に切り替えました。

また、平成19年7月には、平成13年に導入した介護認定ネットワークシステムが老朽化したため、関係市町村とのネットワークシステムを長野県高速情報通信ネットワーク（ブロードウェイながの）へ接続し、電子データの送受信の高速化やセキュリティの向上を図るとともに、経費削減や事務処理の効率化を図りました。

介護保険制度の開始以降、3年毎の要介護認定の方法等の見直しの際には、必要な研修やシステム改修を実施し、効率的な審査会の運営に努めてきました。

(2) 現状と課題

要介護認定の審査件数は、ここ数年、ほぼ横ばいで推移していましたが、「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始や認定有効期間の延長などにより、減少に転じています。しかし、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年を目前に控え、申請対象となる高齢者の増加が予測されるため、今後の推移について注視していく必要があります。

また、これまで要介護認定方法等の見直しに伴い、一次判定ソフト等の改訂が行われてきましたが、審査会委員は、この2年任期の中で、改訂ごとに加除される審査手法の習熟が求められるうえ、合議体としての説明責任も負っていることから大きな負担となっています。今後は、審査会委員の事務負担の軽減を図るうえからも、厚生労働省から示された事務連絡（平成29年12月20日付）を踏まえ、認定審査会の簡素化について検討していく必要があります。

広域連合としては、引き続き適正な審査判定を行うため、合議体長連絡会議や認定調査員研修会などを開催し、判断基準の適用の平準化を図る必要があります。

(3) 今後の方針と施策

今後も介護保険制度が継続可能な制度であり続けるためには、第7期介護保険事業計画（平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度））に基づいた、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた制度的対応の検討が必要になってきます。

介護認定については、公平、公正かつ迅速な審査判定を行うため、審査会委員研修や認定調査員研修及び合議体長連絡会議などを通じ、判断基準の適用の平準化、認識の共有化を図り、審査会の適正な運営に努めていきます。

また、今後も要介護認定の方法等の見直し等に的確に対応するため、国の動向を注視し、関係市村との連携を図るなかで、効率的な事務処理に向け、適切な対応をしていきます。

7 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関して 広域連合及び関係市村が行う事務に関すること



(1) 経緯

これまで障害の種類や年齢によって異なっていた福祉サービスを統一し、全ての障害者が共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指した障害者自立支援法の一部が、平成18年4月1日に施行されました。

この法律によると、市町村が障害程度区分認定審査会を設置し、障害者へのサービス提供に必要な障害程度区分の決定を行うこととされているため、この法律の施行以前の準備段階において、県市長会や県町村会などは、県に対して審査会を設置するよう要望してきましたが、県からは受託できない旨の回答がありました。

これを受けて、平成17年11月に「市町村審査会の共同設置についての要望書」が関係市町村から広域連合に提出され、平成18年3月に広域連合に審査会を共同設置することについて、県知事から許可が出されました。これにより、平成18年4月1日から、審査会を設置し、審査判定を開始しました。

平成24年6月には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正となり、平成25年4月から施行となりました。

この法律では、障害程度区分を障害支援区分に改め、平成26年4月1日から施行し、この中で、知的障害者・精神障害者の特性に応じた障害支援区分とするため、コンピュータ判定式の抜本的な見直し、調査項目の追加及び削除、調査項目の選択肢や調査方法等の見直しを行うとともに、障害者の定義に「難病等」が追加され、障害福祉サービスの対象となりました。

(2) 現状と課題

障害支援区分認定の審査件数は、認定有効期間が36か月のため、平成18年度の制度開始以降、3年目毎に審査件数が多くなる年度はありますが、3年間の周期では、ほぼ横ばいで推移しています。

広域連合としては、引き続き適正な審査判定を行うため、合議体連絡会議、認定調査員研修などを開催し、判断基準の適用の平準化を図る必要があります。

また、今後も関係市村とのデータ授受等の仕組みについて検討するとともに、審査会の将来を見据えた効率的な運営を図るため、関係市村と連携し、審査の依頼時期、件数、組織体制などについて、調整を行っていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

今後も国の動向を注視し、情報収集に努め、関係市村との連携を図るなかで、公正、公平かつ適正な審査判定を行い、効率的な審査会の運営に努めていきます。

また、今後はより迅速で適正な事務処理能力の向上を図るため、障害支援区分認定システムの導入を検討していきます。

8 広域的なごみ処理の対応に関すること



(1) 経緯

国からのごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの提示に伴い、平成10年度に係る市町村に池田町及び松川村を加えた21市町村は、長野県ごみ処理広域化松本地域計画（以下「ごみ処理広域化松本地域計画」という。）を策定しました。

また、平成11年6月には、この計画の推進を図るために松本地域ごみ処理広域化推進協議会（事務局：松本地域振興局）が設置されました。広域連合は、この協議会に参画するとともに、廃棄物処理の適正化等のため、広域的なごみ処理への対応を行うこととなりました。

平成23年3月、松本地域ごみ処理広域化推進協議会は、ごみ処理の広域的な課題に適切に対応するため、策定から10年を経過したごみ処理広域化松本地域計画の見直しを行いました。

この計画に基づき、平成18年3月に白坂衛生施設組合が解散となり、同年4月に麻績村と筑北村が穂高広域施設組合に加盟しました。さらに、平成24年3月には塩尻・朝日衛生施設組合が解散し、同年4月に松本西部広域施設組合と塩尻・朝日衛生施設組合を統合した松塩地区広域施設組合が発足しました。

(2) 現状と課題

現在、松本地域のごみ処理は、松塩地区広域施設組合及び穂高広域施設組合の2つの一部事務組合により行われています。

ごみの収集は、各市村又は一部事務組合が実施していますが、分別収集方法やリサイクルへの取組みは、それぞれが異なっています。

広域連合は、松本地域ごみ処理広域化推進協議会において、ごみ処理広域化松本地域計画の進行管理、新技術の研究や情報交換、ごみ減量化やリサイクルの推進、分別収集方法の統一、ごみの適正処理に関する研究や情報交換など、必要な情報の収集に努めています。

(3) 今後の方針と施策

広域連合は、松本地域ごみ処理広域化推進協議会を通じて松本地域の今後の方向性を把握するとともに、関係市村に共通する課題についての調査研究を進めます。

9 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関して 広域連合及び関係市村が行う事務に関すること



(1) 経緯

限られた財源のなかで、住民本位の効果的な諸施策を実現していくためには、関係市町村の職員の一層の能力開発と資質向上を図ることが不可欠であることから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域連合と関係市町村とが協力して職員研修を企画し、取り組むこととしました。

広域連合は、関係市町村と実施方法について調整を行い、平成12年度から職員共同研修を、平成13年度から職員派遣研修を実施しています。

(2) 現状と課題

広域連合と関係市村は、多様化する住民ニーズや地方分権の進展による新たな市町村事務など、関係市村を取り巻く行政諸課題に対応するための職員共同研修と関係市村間の職員の相互派遣研修を実施しています。

職員共同研修については、行政諸課題が増加していくなかで、これまで以上に職員の政策立案能力と適切な施策遂行能力が求められていることから、さらに内容を充実させるとともに、テーマを絞った高度で専門的な研修を実施する必要があります。

相互派遣研修については、市町村合併が進んだことにより、その役割や制度の見直しが必要となっています。

(3) 今後の方針と施策

共同研修は、過去の研修実績や関係市村で実施する独自研修の状況を確認し、時代の変化に即した高度で専門的な研修を計画的に実施していきます。

また、派遣研修は関係市村間の人事交流と、視点の異なる幅広い行政感覚の醸成に繋がることから、関係市村が積極的に参加できるよう検討します。

関係市村は、松本地域の一体的な発展のため、広域連合が行う職員共同研修に積極的に協力していくものとします。



10 調査研究に関すること

(1) 経緯

地方分権の進展、少子高齢化社会の到来、地域住民の価値観の多様化や生活圏の拡大などにより、行政サービスの一層の専門化や高度化が必要なことから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域的な諸課題について調査研究に取り組むこととしました。

(2) 現状と課題

当面の検討すべき課題として、広域的な地域情報化と観光振興を中心に調査研究を進めてきましたが、今後、地方分権の進展や広域的な諸課題に柔軟に対応する必要があることから、効率的かつ効果的な広域行政の推進について、住民ニーズを把握しながら幅広く調査研究を進めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

関係市村及び関係機関との連携を図り、広域連合として処理することが適切な事項については、積極的に対応します。

- ア 地方分権に関すること。
- イ 広域的な地域情報化に関すること。
- ウ 広域的な保健福祉に関すること。
- エ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。



11 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、原則として平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とし、その後は、5年間を単位に、計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時、改定を行うものとします。

<年号表記について>

今後元号の改定が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていなため、和暦で表記する箇所については西暦を併記しています。